

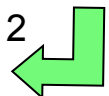
第94回 めざせ特許

- どんな権利？
⇒ 絶対的・排他的独占権です。
- 教育・eラーニングの分野でも取れるの？
⇒ 取れる。この分野を主導する「危険性」も。
- 取らないで困ることは？
⇒ 先に出願した他人にカネを払わされます。

特許とはどんな権利？

- 『ネットワーク上の知的財産権及び私権』では何を習うの？
- そもそも何が発明で、何が権利なの？
- どうやって出願(申請)するの？

⇒ 絶対的・排他的独占権です。



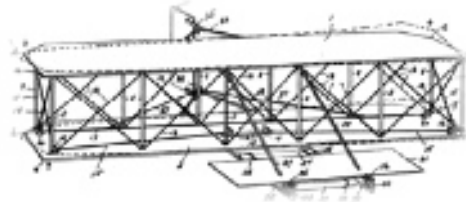


さて、一国の法律は、原則としてその国の中だけで有効です。(といっても、日本の夫婦は国境を越えてアメリカに行っても身分は夫婦なのでからご心配なく。)そのように、法律の効力が原則として一国の中だけに及ぶことを「**属地主義**」(Principle of Territorial Jurisdiction)といいます。その一つの例を見てみましょう。

つぎは、アマゾンドットコム社(Amazon.com, Inc.)のホームショッピングのWebページです。皆さんも、一度や二度は利用されたことがあるかも知れませぬ。



特許 (Patent)



**U. S. Patent, "Airplane"
Wright Brothers, 1906**

国家が発明者個人に与える絶対的・排他的独占権



特許法第2条第1項(発明の定義)

この法律で「発明」とは、**自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの**をいう。

(例)「眼で見て選ぶことを特徴とする選別方法」など特許にならない。

しかし、米国の「プロパテント政策」の影響でこの解釈が驚くほど緩くなっている。

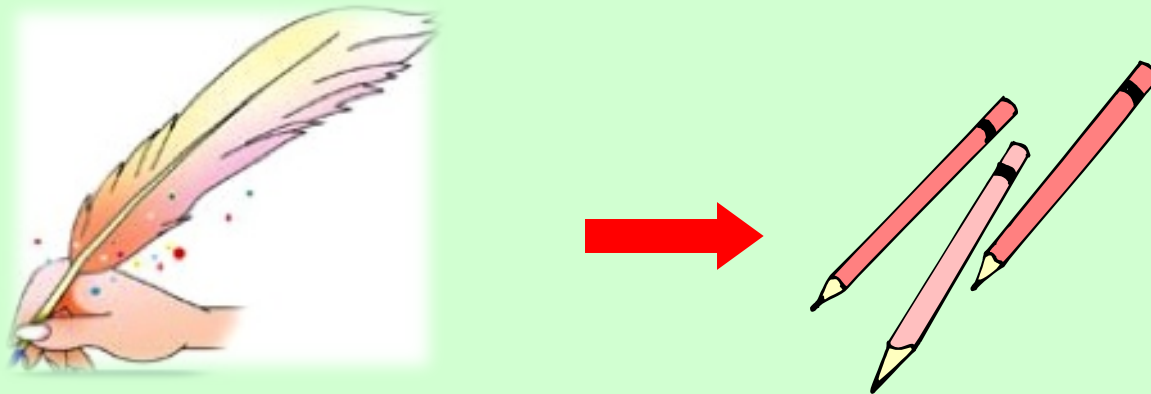


あなたは鉛筆を発明しました。

木の円筒にチャコール(炭)の芯を入れただけです。それまで羽ペンでした。

インクはいらないし、羽もいないし、折れないし、パンでこすると消せるし～

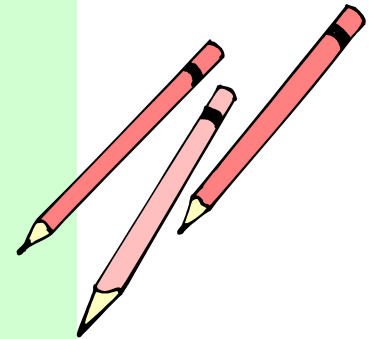
(*^_^*)



特許庁に申請すると審査されました。

それは次の三点について行われました。

1. 新しいか (Novelty)
2. 産業上利用可能か (Applicability in industry)
3. 進歩性をもつか (Unobviousness)

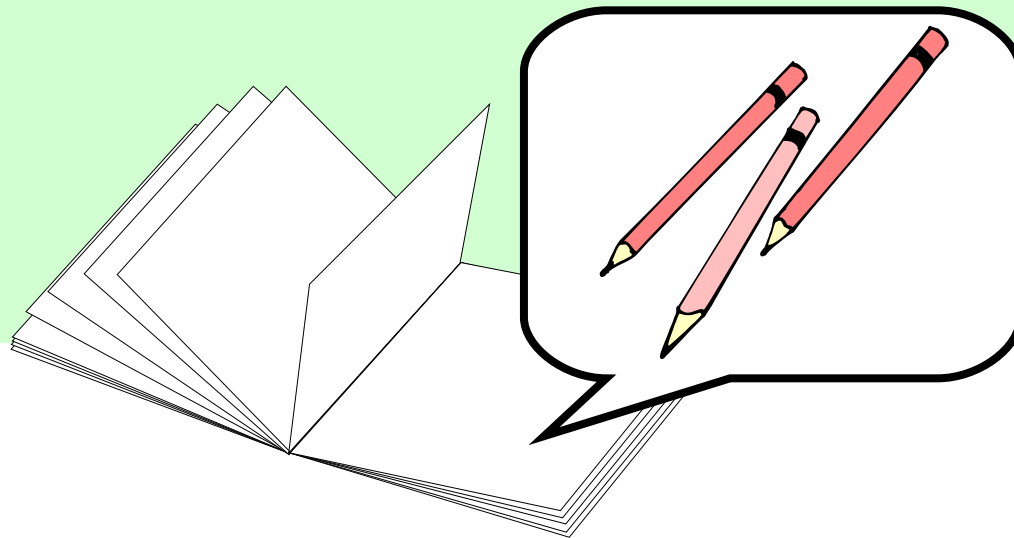


特許証が送られてきたのです (*^_^*)。



出願内容は公開されました。

- 出願(申請)の日から18カ月後のことでした。
- 印刷物とインターネットで公開されました。
- 鉛筆は世界中で知られるところとなりました(技術進歩への貢献)。



それは絶対的・排他的独占権でした。

- ・ この国で私だけが製造することができ、私だけが売ることができ、私だけが使うことができ、私だけが輸入することができることになりました。
- ・ それは出願(申請)の日から20年間でした。

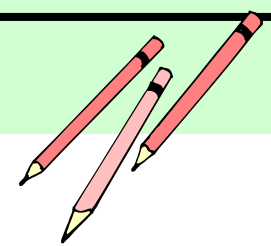
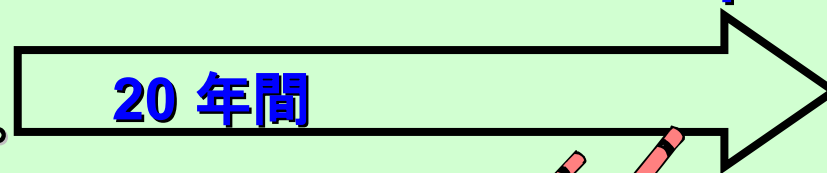
私は、北海道で売る権利を
一社だけに年10億円で
許諾することにしました。



本州で売る権利は
一県一社あたり年1億円で
許諾することにしました。

- ・ 製造する権利 (Produce)
- ・ 販売する権利 (Sell)
- ・ 使用する権利 (Use)
- ・ 輸入する権利 (Import)

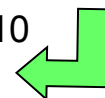
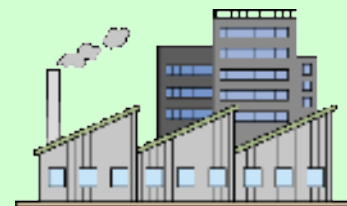
20 年間



「差止請求権」と「損害賠償請求権」を行使しました。

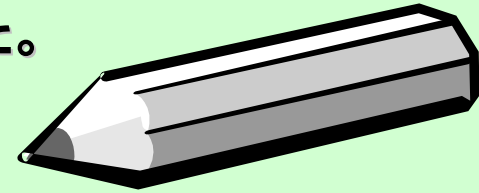
私は、他社が鉛筆を製造しようとしたとき

- ・ 製造を止めさせることができました。
- ・ 製造設備を廃棄させることもできました。
- ・ それまでの逸失利益20億円(得べかりける利益)をそっくりもらいました。
- ・ 会社に3億円の罰金を払わせ、社長と製造部長と販売部長を懲役10年に告発できました。



Your girlfriend has created a hexagonal pencil !

- ・ 彼女が考案した鉛筆は断面が六角形でした。



大発明というわけではありませんでしたが、とても重要な考案でした。

机の上から勝手にころがり落ちないし～ (*^_^*)

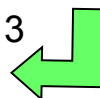
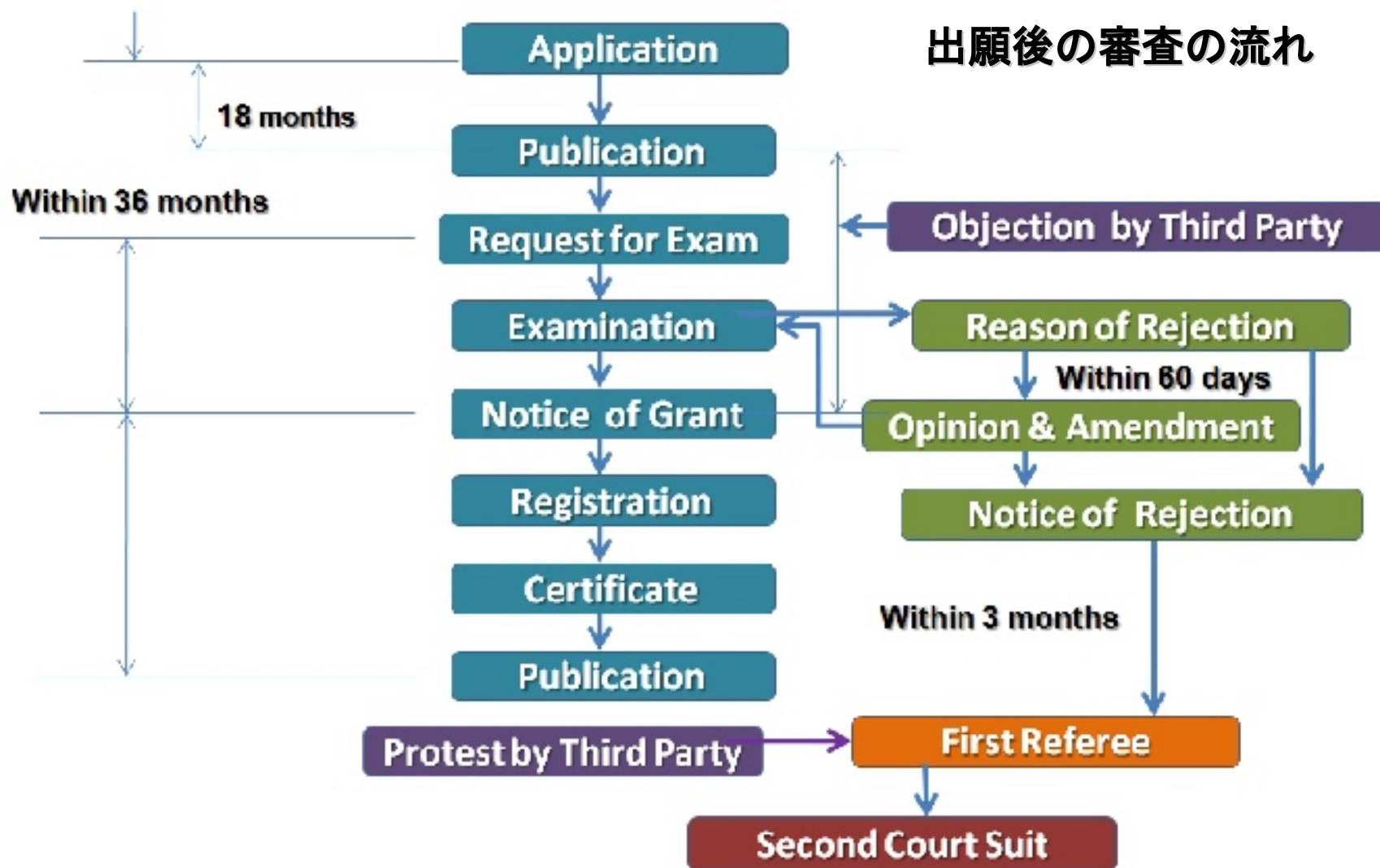
- ・ 彼女には「実用新案権」が与えられました。
- ・ それも絶対的・排他的独占権でした。
出願の日から10年間有効です。



出願に必要なもの

1. 申請書
2. 特許請求の範囲(請求項)
3. 図と詳細な説明
4. ￥15,000 (米国US\$500.00)
5. 委任状(代理人を用いる場合)



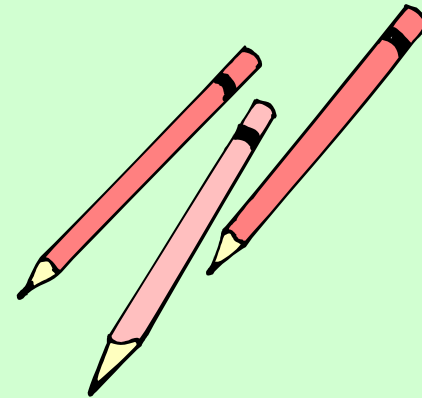


特許請求の範囲(請求項)

Claim:

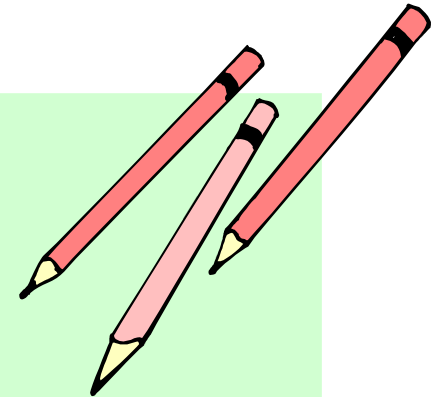
**木の棒に炭素芯が挿入され
た筆記具。**

**A writing means
composed of a woody
cylinder wherein a
carbon column is
inserted.**



請求項(Claim)

- 請求項が発明である。
- 請求項は一つの名詞節であること。
- それは発明の目的との関連性ではない。
- それは発明の効果でもない。
- 発明の詳細な説明から抽出されるもの。
- 明確な境界をもつこと。



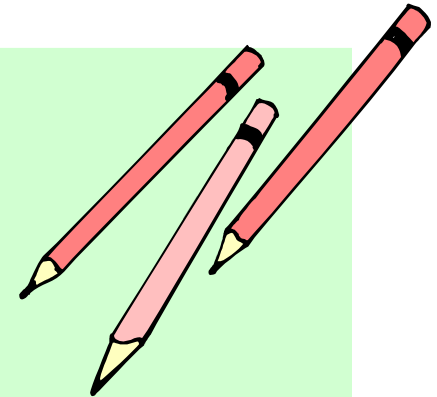
• about 100°C • if necessary • very
• more than 5 cm • which does not
have



What is wrong?

CLAIM:

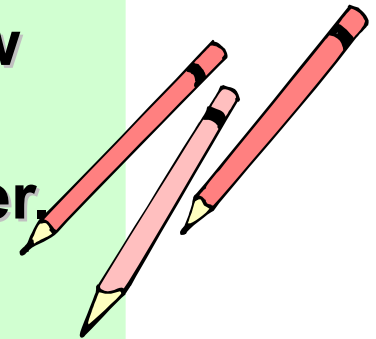
This invention is related to a writing means. The writing means is composed of a woody cylinder and carbon column. The carbon column is inserted in the woody cylinder. The writing means can be used without ink.



特許請求の範囲(あるべき請求項)

1.A writing means, composed of a hollow woody cylinder and a solid carbon column, which is inserted in said cylinder.

2.A writing means in Claim 1, in which the woody cylinder has a hexagonal cross section.



(例) 特許第4169942号(平成18年)

【発明の名称】 コンテンツ利用方法、コンテンツ配信方法、コンテンツ配信システムおよびプログラム

【出願人】 アイビーエム (IBM)

【特許請求の範囲】

【請求項1】 コンテンツの利用開始日時を特定する利用開始日時と、コンテンツ利用の有効期限を特定する利用終了日時と、コンテンツが最後に利用された日時を特定する最終利用日時とを含む認証データを取得するステップと、コンテンツの利用に際して、現在日時をシステムタイマから取得するステップと、前記最終利用日時が前記現在日時より前であるかを判断する第1判断ステップと、前記現在日時が、前記利用終了日時より前であるかを判断する第2判断ステップと、前記第1および第2判断ステップの何れのステップにおいても、その判断が真の場合に前記コンテンツを再生または実行するステップと、前記コンテンツの再生または実行の終了により、その終了日時で前記最終利用日時を更新するステップと、を有するコンテンツの利用方法。



(例) 特許第3859510号(平成18年)

【発明の名称】 教育システム及び教育方法

【出願人】 日本電気株式会社(NEC)

【課題】 自己の学習目標を達成すると同時に、語学学習も自然に効率的に行う事が可能な教育システム及び教育方法を提供する。

【解決手段】 教育用コンテンツを提供する事業者及び教育用コンテンツを受信するユーザーとが通信回線を介して相互に接続されている教育システムに於いて、事業者は、所定の教育用コンテンツに関する情報を第1の言語により作成するとともに、第1の言語とは異なる第2の言語を用いた翻訳情報を作成し、第1の言語と第2の言語による上記教育用コンテンツに関する情報とを同時に公開し、ユーザーは、教育用コンテンツに関する情報を、第1の言語若しくは第2の言語のいずれかを指定して入手し、教育用コンテンツのプログラム内容に従って教育を受ける間で、表示手段に現在表示されている教育用コンテンツの言語とは異なる言語による翻訳情報を表示させる様に切り換え操作を行える様に構成する。



(例) 特許第3400447号(平成15年)

【発明の名称】 ID情報利用の搭乗券発行システム

【出願人】 日本航空株式会社(JAL)

法人顧客からのチケット予約をインターネット経由で受け付け、航空会社は企業に料金を一括請求する。

利用者は航空券を受け取る必要なし。直接空港で搭乗券を発行してもらえ。特許権侵害でJALがANAを提訴。ANAに対しシステムの使用中止と100億円の損害賠償を求めた。



(例) U. S. Patent 6782370号(2004年)

【発明の名称】 System and method for providing recommendation of goods or services based on recorded purchasing history

【出願人】 Cendant Publishing, Inc.

会員の購入履歴の中から、ある利用者が購入したのと同じ本を以前に購入した人のリストを抽出し、その人たちが共通して購入した他の本のリストを、その利用者への推薦図書として提示すること。



(例) 特許第2912597号(H10年)

【発明の名称】葬儀方法

【出願人】木下株式会社(福岡県久留米市)

【特許請求の範囲】

【請求項1】 葬儀の祭壇に設置されたスクリーンと、故人の遺影を上記スクリーンに映写するスライド映写装置と、故人の生前の活動を撮影したビデオ画像を上記スクリーン上に映写するビデオ映写装置と、これら2種の映写装置による映写を葬儀の進行に合わせて切り替える切替手段とを備えた葬儀用映像装置を使用し、葬儀の開始のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、弔辞のときには、上記切替手段を操作して上記ビデオ映写装置またはスライド映写装置を適宜切り替えて選択し、上記スクリーンに故人の生前の活動を撮影したビデオ画像またはスライド画像を択一的に映写するステップ、葬儀の終了のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、を含むことを特徴とする葬儀方法。



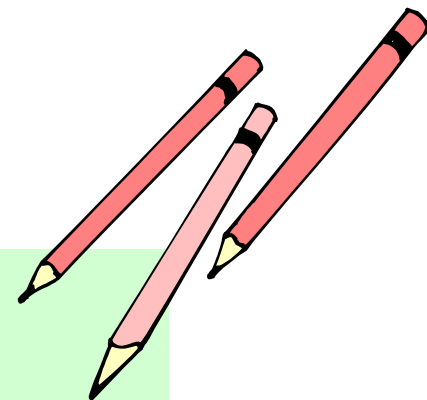
特許法第39条(先出願主義)

同一の発明について異なった日に2以上の特許出願があったときは、**最先の特許出願人のみ**がその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に2以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めた**一の特許出願人のみ**が特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。



THANK YOU



ご参加有難うございました。

